

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月24日

【会社名】 株式会社アバールデータ

【英訳名】 AVAL DATA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊地 豊

【本店の所在の場所】 東京都町田市旭町一丁目25番10号

【電話番号】 042(732)1000(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部担当部長 大関 拓夫

【最寄りの連絡場所】 東京都町田市旭町一丁目25番10号

【電話番号】 042(732)1000(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部担当部長 大関 拓夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2019年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金36円 総額220,668,732円

効力発生日

2019年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

菊地豊、広光勲及び岩本直樹を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

大塚忠彦、金子健紀及び金澤健一を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の役員報酬制度の見直しの一環として、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値の共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額4,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年30,000株以内と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の役員報酬制度の見直しの一環として、当社監査等委員である取締役に対して、企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値の共有を進めることを目的とし、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬として年額1,000万円以内とし、これにより発行又は処分される当社普通株式の総数は年7,500株以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	40,541	576	0	(注) 1	可決 98.60
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)3名選任の件					
菊地 豊	40,969	148	0	(注) 2	可決 99.64
広光 勲	40,403	714	0		可決 98.26
岩本 直樹	40,553	564	0		可決 98.63
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
大塚 忠彦	40,175	942	0	(注) 2	可決 97.71
金子 健紀	39,763	1,354	0		可決 96.71
金澤 健一	37,723	3,394	0		可決 91.75
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)に対する譲渡 制限付株式の付与 のための報酬決定の件	39,740	1,377	0	(注) 1	可決 96.65
第5号議案 監査等委員である取 締役に対する譲渡制 限付株式の付与のた めの報酬決定の件	38,608	2,509	0	(注) 1	可決 93.90

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。